

令和4年1月14日
福岡市教育委員会

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

○ 覚醒剤の使用について

1 職 員 福岡市立高等学校 講師 (20代)

2 処分の内容 懲戒免職

3 処 分 事 由

当該職員は、令和3年11月10日(水)、早良区のマンションにおいて、自ら入手した覚醒剤を飲み込み、使用した。

このことにより、12月3日(金)に覚醒剤取締法違反(使用)の容疑で逮捕、12月24日(金)に起訴された。

4 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長に対し「厳重注意」の措置を行った。

【問い合わせ先】

サービス指導課長 立山

電話：711-4813 (内線：3664)